

第 1 2 次多摩市交通安全計画の策定について

1 多摩市交通安全計画とは

多摩市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和 4 5 年法律 1 1 0 号）第 2 6 条に基づき、東京都が策定する『東京都交通安全計画』（令和 8 年 4 月公表）の趣旨及び同計画に定める施策を踏まえ、市内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、昭和 4 8 年度から第 1 1 次にわたり策定されている計画です。

策定にあたっては、交通安全対策基本法第 1 8 条第 1 項に基づき、道路管理者、警察、消防等の関係機関の代表により組織される多摩市交通安全対策会議での審議等を経て、その取組内容等を決定します。

2 第 1 2 次多摩市交通安全計画の概要（案）

計画期間	令和 8 年度～令和 1 2 年度
目 標	(1) 引き続き年間交通事故死者をゼロとする。（第 1 1 次と同様） （参考：令和 3 年 1 人、令和 5 年 2 人） (2) 年間の交通事故死傷者数を 2 7 0 人以下とする。（第 1 1 次と同様） （参考：令和 3 年 3 3 7 人、令和 4 年 3 1 3 人、令和 5 年 3 7 7 人、令和 6 年 3 4 8 人、令和 7 年 3 2 1 人）
重視すべき視点	(1) 高齢者及び子ども交通安全の確保 高齢者・子供の交通事故を防ぐため、交通安全教育の充実と安全な交通環境の整備を推進する。特に、生活道路や通学路の安全対策、高齢運転者対策、自転車の安全利用促進を強化する。 (2) 自転車の安全利用の促進 子供から高齢者までを対象とした交通安全教育や啓発活動を強化し、自転車の安全利用を推進する。また、安全な自転車通行空間の整備や危険運転の取締りを進め、事故防止を図る。 (3) 二輪車の安全対策の推進 事故多発地点の安全対策や運転技能向上を図るとともに、ヘルメットの正しい着用や胸部プロテクターの着用を促進する。また、指導・取締りや啓発活動を通じて、二輪車の交通事故防止を推進する。 (4) 飲酒運転の根絶 関係機関と連携した啓発活動や悪質・危険な運転の取締りを強化する。 (5) 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進（追加） 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクの安全利用を促進するため、交通ルールへの周知や交通安全教育を推進する。また、無免許運転などの危険・悪質な違反行為への取締りを強化する。 (6) 外国人の交通安全対策の推進（追加） 外国人による交通事故の増加を踏まえ、日本の交通ルールやマナーの理解促進に向けた交通安全教育・啓発を強化する。 (7) 自動運転技術の研究（追加） 自動運転技術の研究・活用を推進し、安全で利便性の高い交通環境の実現を目指す。

3 東京都交通安全計画の概要について

第12次東京都交通安全計画は、本年4月下旬に策定・公表されました。

	第11次東京都交通安全計画	第12次東京都交通安全計画
計画期間	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
目 標	(1) 年間の交通事故24時間死者数 110人以下とする。	(1) 年間の交通事故24時間死者数 110人以下とする。
	(2) 年間の交通事故死傷者数 27,000人以下とする。	(2) 年間の交通事故死傷者数 27,000人以下とする。
重視すべき視点	(1) 高齢者及び子供の交通安全の確保	(1) 高齢者及び子供の交通安全の確保
	(2) 自転車の安全利用の推進	(2) 自転車の安全利用の推進
	(3) 二輪車の安全対策の推進	(3) 二輪車の安全対策の推進
	(4) 飲酒運転の根絶	(4) 飲酒運転の根絶
		(5) 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進
		(6) 外国人の交通安全対策の推進
		(7) 先進技術の活用

4 今後の予定

年月	実施項目
R8年8月	第1回多摩市交通安全対策会議開催
R8年11月上旬	第2回多摩市交通安全対策会議開催（素案の協議）
R8年11月下旬	経営会議付議（素案の協議）
R8年11月～12月	計画（素案）に対する庁内向け意見照会
R8年12月	議会常任委員会（報告）
R8年12月下旬 ～R9年1月中旬	パブリックコメント実施
R9年2月上旬	第3回多摩市交通安全対策会議開催（計画案の決定） ※パブリックコメントを実施した結果、軽微の修正のみの場合は、書面開催とする場合があります。
R9年2月中旬	経営会議付議（計画の決定）
R9年3月	議会常任委員会（報告）